

**産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会
電力安全小委員会（第26回）－議事要旨**

日時：令和3年12月10日（金） 15：00～17：00

場所：T e a m s 開催

出席者

＜委員＞

横山委員長、青山委員、岩本委員、柿本委員、熊田委員、曾我委員、西川委員、福長委員、前田委員、宮島委員、若尾委員

＜経済産業省＞

太田技術総括・保安審議官、田上電力安全課長、古郡電気保安室長 他

議事概要：

（1）電気保安規制に係る制度改正の検討事項について

- ・電気保安規制の見直しの方向性については、委員及びオブザーバーから事務局案に御賛同いただき、制度設計に当たっての留意事項として、以下の御意見をいただいた。

＜委員からの主な御意見＞

- ・「保安力」は既に固有名詞として使われており、意味をしっかりと考える必要。
- ・（「高度な保安力を有する者」の）認定基準において、「経営トップのコミットメント」は重要だが、組織の安全文化の浸透も重要。また、従来のシステム安全管理審査の基準とはなっていない事案対処能力といった要素も検討して欲しい。
- ・（認定高度保安）事業者の自主保安に任せる一方で、適宜・適切な抜き打ちでの立入検査により事業者を牽制すべき。また、認定から更新までの間、経営環境の悪化等により安全文化が損なわれることが無いよう、行政が立入検査で適宜フォローし、事業者のポテンシャルを維持することが重要。
- ・認定手続における届出事項やその目的、評価方法を早期に示して欲しい。届出に当たっては、指定様式等に限らず各事業者が既に有するものも認めるなど、効率的な手続をお願いしたい。また、手続を整理するとともに、認定手続に関するガイドラインを整備して欲しい。
- ・「高度な保安力を有する者」の認定制度は、安易な規制緩和ではなく、テクノロジーの活用による更なる保安力の向上につなげるためのものであること、また「小規模事業用電気工作物」の創設による小出力の再エネ設備への規制は再エネの推進にブレーキをかけるものではなく、健全な事業のために必要なものであるとの制度趣旨を国民に御理解いただけるよう努めるべき。
- ・小規模事業用電気工作物の使用前自己確認に当たっては、認証品のPCSは確認を省略できるようにするなど、事業者負担の軽減も検討して欲しい。
- ・追尾型太陽光は、駆動装置等の設計が難しいため、仕様規定も検討すべき。ただ、技術力のあるメーカーも出てくる可能性もあり、性能規定のルートも残すべき。
- ・追尾型太陽光の技術基準等の詳細化については、海外の風条件ではなく、日本の風条件に合わせ検討して欲しい。

- ・脱炭素燃料等の新しい発電設備が増えると思われているところ、保安の効率化を図りながら、安全を担保した制度を構築すべき。
- ・水素・アンモニア発電では、出力規模にかかわらず一律にボイラー・タービン主任技術者を求める点については、人数が充足するか懸念があるため、検討して欲しい。また、ボイラー・タービン主任技術者だけで担保するのではなく、技術基準等をしっかり示して、実効的に保安が確保できるよう検討して欲しい。
- ・実際の事故事例を用いて自社設備の保安の在り方を検討するのは、保安力向上の観点から非常に重要。できるだけ詳細な事故情報を公開すべき。
- ・大手事業者以外の公営水力などではスマート保安はまだ進んでいないため、令和4年度以降もスマート保安の実証事業を継続して欲しい。
- ・保安人材不足については、人口減少下でどの程度の人材が必要か、技術で代替できず、人が必要であるのか等を整理してから施策を打ち出すべき。
- ・保安人材不足対策においては、若い層への情報発信は重要。
- ・定年で辞めていく保安人材の技術伝承を図るため、テクノロジーの活用等で高齢の保安人材の活躍も模索すべき。
- ・スマート保安キュービクルはコストが重要。また、スマート化を検証して換算係数・圧縮係数の見直しを検討して欲しい。
- ・（電気主任技術者の配置要件の見直しに関して）統括主任技術者がデータや状況を把握して担当技術者に命令する体制が考えられるが、統括主任技術者と担当技術者の人数構成や被統括の範囲を明確にして欲しい。
- ・既設キュービクルへの適用があるが、現在のキュービクルはもう出来上がっているため、取付け方法や取付け位置、適切に取り付けられたことの確認等、検討するべきことが多い為、慎重に進めて欲しい。
- ・月次・年次点検の延伸について、現在は3ヶ月に1回の現場点検となっているが、ここから更に延伸となると、外部委託制度がなくなる不安につながり、更に人材が減る可能性がある。延伸は不要なのではないかと考えている。

<事務局からの主な回答>

- ・「高度な保安力を有する者」の認定基準は、現行の安全管理審査のシステムSの要件をベースとして詳細を検討していく。組織の安全文化も含め、事業者の保安力を評価できるようにしたい。
- ・「高度な保安力を有する者」への立入検査については、最低限の連絡を除いて事業者に前もっての通告をすることなく、適時・適切に実施することとしたい。
- ・立入検査の頻度について、現行の安全管理審査のシステムSでは6年に1回の更新時期と随時の立入検査を行っており、これをベースにして今後検討していく。
- ・「高度な保安力を有する者」の認定においては、事案対処能力も含めて審査し、必要な指導ができるよう、立入検査をする側の能力開発もしっかりやっていく。
- ・登録安全管理審査機関による審査対象を広げる際は、審査実施者の能力開発をしっかりやっていく。
- ・公営水力などのスマート保安が進むよう支援策を考えていきたい。
- ・統括主任技術者と担当技術者の人数構成については、現在は6箇所を被統括事業場として認めているが、これは初めての試みである。まずは2時間を超えた箇所に1人配置す

る形でやっていきたい。スマート保安プロモーション委員会などを活用して、広く活用できるか検討していきたい。

（２）近年の電気設備自然災害等への対応について

＜委員からの主な御意見＞

- ・配電事業者との関係も枠組みに入れて欲しい。災害の際に、一般送配電事業者による停電復旧に時間がかかることが想定される地域等へのフォローが配電事業者の役割であり、頑張ってもらいたい。
- ・一般送配電事業者によるリエゾンの役割について、国からも自治体の理解促進の支援をお願いしたい。

＜事務局からの主な回答＞

- ・配電事業者参入に際してのガイドラインにて、自治体との連携等を記載している。
- ・国からも様々な場面で、リエゾン活動について発信していく。

問い合わせ先：

経済産業省産業保安グループ電力安全課
電話：03-3501-1742